

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年1月6日
【会社名】	都築電気株式会社
【英訳名】	TSUZUKI DENKI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 安藤 始
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋六丁目19番15号
【電話番号】	03(6833)7777（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 石丸 雅彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋六丁目19番15号
【電話番号】	03(6833)7777（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 石丸 雅彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京中央区日本橋兜町2番1号） 都築電気株式会社 大阪支店 （大阪府大阪市北区中之島二丁目2番2号） 都築電気株式会社 名古屋支店 （愛知県名古屋市中区錦二丁目13番30号）

1【提出理由】

当社は、平成24年1月5日開催の取締役会において、平成24年2月29日を効力発生日として、特定子会社である都築電産株式会社を吸収合併することを決議し、合併契約書を締結したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号並びに第19条第2項第7号の3の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 特定子会社の移動（吸収合併による消滅会社）に関する事項

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	都築電産株式会社
住所	東京都港区西新橋二丁目5番3号
代表者の氏名	代表取締役社長 柳澤 由一
資本金の額	2,852百万円
事業の内容	電子デバイス、電子機器の販売・開発等

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主数等の議決権に対する割合

①当社の所有に係る特定子会社の議決権の数

異動前 94,971個

異動後 一個（吸収合併により消滅）

②当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前 100%

異動後 一%（吸収合併により消滅）

(3) 当該異動の理由及びその年月日

①異動の理由

当社が、当社の特定子会社である都築電産株式会社を吸収合併することにより、当該特定子会社が消滅するためであります。

②異動年月日

平成24年2月29日

2. 合併に関する事項

(1) 当該吸収合併の相手会社についての事項

①商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容（平成23年3月31日現在）

商号	都築電産株式会社
本店の所在地	東京都港区西新橋二丁目5番3号
代表者の氏名	代表取締役社長 柳澤 由一
資本金の額	2,852百万円
純資産の額	10,931百万円
総資産の額	20,722百万円
事業の内容	電子デバイス、電子機器の販売・開発等

②最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

	平成21年３月期	平成22年３月期	平成23年３月期
売上高（百万円）	24,103	18,527	27,566
営業利益（百万円）	131	△245	168
経常利益（百万円）	190	△202	118
当期純利益（百万円）	42	△160	△91

③大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

・都築電気株式会社 100%

④提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は都築電産株式会社の発行済株式を全て保有しております。
人的関係	当社の役員１名が都築電産株式会社の役員を兼務しております。
取引関係	当社はサプライ品等の仕入を行っております。

(2) 当該吸収合併の目的

都築電産株式会社は、これまで都築グループのエレクトロニクス専門商社として電子デバイス、電子機器等の販売ならびにカスタムLSI設計等の開発を行ってまいりました。

本合併は、ソリューションサービス事業の領域拡大を視野に体制の一体化を確立し、経営資源の集中と一層の経営効率化を図るものであります。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併消滅会社となる会社の株式１株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社の株式の数その他の財産の内容（以下「吸収合併に係る割当ての内容」という。）及びその他の吸収合併契約の内容

①吸収合併の方法

当社を存続会社、都築電産株式会社を消滅会社とする吸収合併であります。

②吸収合併に係る割当ての内容

当社は、都築電産株式会社の全株式を所有しており、本合併による新株式の発行及び資本金の増加並びに合併交付金の支払はありません。

③その他の吸収合併契約の内容

合併契約書の内容は、本報告書末尾に記載の「合併契約書（写）」のとおりであります。

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 吸収合併後の存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容（平成23年３月31日現在）

商号	都築電気株式会社
本店の所在地	東京都港区新橋六丁目19番15号
代表者の氏名	代表取締役社長 安藤 始
資本金の額	9,812百万円
純資産の額	19,014百万円
総資産の額	40,072百万円
事業の内容	情報ネットワークシステムに関するコンサル・設計・構築・メンテナンスの提供

(6) 吸収合併に係る割当ての内容が、当該吸収合併存続会社となる会社の株式、社債、新株予約権、新株予約権付社債又は持分以外の有価証券に係るものである場合の事項

該当事項はありません。

合併契約書(写)

都築電気株式会社(以下「甲」という)と都築電産株式会社(以下「乙」という)とは、合併に関して次のとおり契約を締結する。

第1条(合併当事会社および合併の方法)

甲(住所:東京都港区新橋六丁目19番15号)および乙(住所:東京都港区西新橋二丁目5番3号)は、合併して、甲は存続し、乙は解散する。

第2条(合併効力発生日)

合併の効力発生日は、平成24年2月29日とする。ただし、手続の進行に応じ、必要があるときは、甲乙協議のうえこれを変更することができる。

第3条(合併に際して発行する株式および割当)

甲は、乙の発行済株式全部を所有しているため、合併に際して新株式を発行せず、本合併により、甲の資本金、資本準備金および利益準備金も増加しない。

第4条(合併承認総会の省略)

甲は、会社法第796条第3項、乙は同第784条第1項に基づき株主総会の承認を経ずに合併する。

第5条(権利義務の承継)

1. 甲は、乙の平成23年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎として、これに合併の効力発生日に至るまでの増減を加除した一切の資産、負債および権利義務を合併の効力発生日において引き継ぐ。
2. 乙は、平成23年4月1日から合併の効力発生日に至るまでの期間の資産および負債の変更について、その内容を別に計算書を添付して甲に提示する。

第6条(善管注意義務)

甲および乙は、本契約締結後合併の効力発生日までの間、善良な管理者としての注意をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産を管理するものとし、その財産および権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、事前に甲乙協議し決定したうえでこれを実行する。

第7条(従業員の引継)

甲は、合併の効力発生日において、乙の従業員を引き継ぐものとし、その取り扱いについては、別途甲乙協議のうえ決定する。

第8条(変更または解除)

本契約締結の日から合併の効力発生日に至る間において、甲または乙の資産状態あるいは経営状態に重大な変更を生じたときその他本契約の目的の達成が困難となったときは、甲乙協議のうえ、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第9条(本契約の効力)

本契約は、本契約の履行に必要な法令に定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

第10条(本契約に定めのない事項)

本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、誠意をもって甲乙協議のうえ決定する。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通ずつ保有する。

平成24年 1 月 5 日

(甲) 東京都港区新橋六丁目19番15号
都築電気株式会社
代表取締役社長 安藤 始

(乙) 東京都港区西新橋二丁目 5 番 3 号
都築電産株式会社
代表取締役社長 柳澤 由一

以 上